

社会福祉法人光樹会 役員等費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人光樹会法人業務にともなう役員等に対する費用弁償について定める。

(業務の種類)

第2条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期または臨時監査
- (3) 行政機関による調査及び指導監査の立会
- (4) 評議員選任委員会への出席
- (5) 役員研修会への参加及び事務打ち合わせ
- (6) その他理事長が必要と認めた業務

(費用弁償)

第3条 前条(1)から(5)の業務の場合は、費用弁償として次の表に定める額を支給できるものとする。

区分	1日当たりの額
住所が鹿児島市内にある者	4,000円
その他の者	7,000円

2 前条の(6)の場合は、費用弁償として「社会福祉法人光樹会旅費規程」を準用し、施設長の旅費に相当する額を支給する。

旅費は、原則として役員等の住所地を起点として計算する。但し、施設職員が代理で法人業務のため旅行する場合は、当該施設を起点として、「社会福祉法人光樹会旅費規程」に準じた額の旅費を支給する。

(適用除外)

第4条 施設職員であって法人役員を兼務するものについては、第2条の(1)から(5)の業務の場合は、この規程は適用しない。

(雑則)

第5条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

付則

この規程は平成29年3月21日より施行する。